

インクルーシブの窓



富山県教育委員会県立学校課特別支援教育班

“障害”とは何かを考えてみましょう！



以前の障害の捉え方は、昭和 55 年に WHO によって採用された国際障害分類 (ICIDH) に基づいたものであり、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題で医療を必要とする「医学モデル」という考え方でした。

平成 13 年、WHO は国際障害分類に代わって、国際生活機能分類 (ICF) を採択しました。ICF では、疾病等に基づく側面と社会的な要因による側面を考慮した、「医学モデル」と「社会モデル」を統合した障害の捉え方が示されたのです。

「社会モデル」は、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、とする考え方です。

障害のある人は特別な存在でもなく、常に困っている存在でもありません。社会が作ったバリアにより、困りごとを多く経験しています。

障害は周りの人の行動や、環境の整備によって解決や軽減につながります。この社会モデルの考え方は、バリアフリーについて考えていく上で、また、多様な人々が共に生きていく社会をつくっていくために重要な視点になります。



さて、皆さんは、障害の社会モデルの考え方が法律で定められていることをご存知でしょうか？ 障害者に関する主な法律の歩みを以下に示しましたので、ぜひ調べてみて下さい。

2006 年 (平成 18 年) 「障害者権利条約」が国連総会で採択

2011 年 (平成 23 年) 「障害者基本法」が改正

2012 年 (平成 24 年) 「障害者総合支援法」の成立

2014 年 (平成 26 年) 「障害者権利条約」の批准

2016 年 (平成 28 年) 「障害者差別解消法」の施行

これからも、全ての児童生徒が学びやすい学校環境をつくるために、教職員の皆さん一人一人が想像力を働かせ、自分にできること考えていきましょう。

<引用・参考>

- 障害のある子供の教育支援の手引 (文部科学省、令和 3 年)
- 障害ってどこにあるの？ ことごと社会のバリアフリーハンドブック (国土交通省、平成 30 年)